# 3. 地域住民意見の把握

本計画の原案作成にあたって、地域住民の意見を把握して整備に反映させるとともに、整備後における史跡の活用に協働して取り組むため、住民参加のワークショップ「泉官衙遺跡を楽しむ会」を発足し、5回のワークショップを開催した。

ワークショップには、泉官衙遺跡の所在する土地の地権者を中心とする地元住民で構成され、 公有化した史跡の草刈等の日常管理を担っていただいている「泉官衙遺跡愛護会」にも呼びか け、同会の会長を務める泉行政区長をはじめ、会員の方々の継続的な参加を得ている。

また、南相馬市の地域課題に対して市外の人々が外からの視点で取り組み、その体験を通じた学びと、市内の人々との交流をテーマとして、市が企画したツアー (スタディツアー) において、史跡での発掘体験や「泉の長者伝説」を題材にした絵本作りなどの活動を行った後、ツアー参加者に史跡の魅力を生かすために望ましい整備のあり方について聞いた。

ここでは、住民の方々から出された意見から、整備へ向け課題を抽出し、整理することとする。 ワークショップ等の詳細は巻末の資料を参照されたい。

# 3-1. 整備への期待

地域の人々に親しまれ、幅広い年齢層が利用でき、文化財への興味を持つきっかけとなる場所となることや、周辺の環境と調和し、持続可能であること。

# 3-2. 活用のあり方

馬を活用したイベント、発掘体験、伝説を残す自然景観のなかでの散策や、関連キャラクターやグッズ・食品の開発と販売など、多様なアイディアが出された。多様な活用の方向性と、それを実現するための運営体制の構築が求められる。

### 3-3. 整備のあり方(見せ方)

### ① 史跡の表現

官衙建物の復元(立体整備)と展示などへの利用、発掘現場の再現、写真や想像図・VR などの映像を駆使した説明、伝説と景観との関わり、周辺の文化財・文化観光施設との連携などが必要。

#### ② 眺望点・景観

発掘現場の臨場感、官衙の立地条件に加え、海の見える眺望や農村景観に魅力が見出される。 それらをどのように史跡のなかで表現できるかが課題となる。

# ③ 動 線

史跡全体の俯瞰による全体像の把握、それを起点にして史跡だけでなく周辺の関連文化財を 含めた動線が必要。史跡の魅力を伝えるために、もっとも効果的な動線の設定。

#### 4 史跡整備を通じて伝えたいこと

行方郡家の「姿」や歴史上において果たした役割と意義、当時の人々の生活など興味を引く 歴史知識に加え、「古きを訪ね新しきを知る」活動。

# 4. 史跡をとりまく課題

泉官衙遺跡は、今日の南相馬市につながる「行方郡」という一地域のまとまりが初めて形成された歴史を物語る史跡であるとともに、東日本大震災の津波被災地域に所在し、過去の災害を乗り越えて続いた地域の歴史を今日に伝える遺跡である。原子力災害により分断された「ふるさとみなみそうま」において共有される歴史を潜在させた本史跡を、地域が再び一体となって未来へと進むために、その価値を持続的に享受できる環境を整え、復興まちづくりの一翼を担うことが、史跡をとりまく今日的な課題となっている。このような大きな課題のもとで、取り組むべき具体的な課題を、以下に示す。

# 4-1. 保 存

保存活用計画には保存管理における課題として「長期的な保存計画の策定」「史跡の存在の明示」「史跡の本質的価値の把握と顕在化」を掲げている。

「長期的な保存計画の策定」については平成30年度に「泉官衙遺跡保存活用計画」を策定し、 今後この計画に基づき現状変更の取扱いや公有化等により適切に史跡を管理していく。ここで はその他2点の課題に加え、「発掘調査」「史跡指定」について保存における課題を整理する。

# (1) 史跡の存在の明示

現地において史跡の範囲を明示する標識や内容を理解するための解説板等が少なく、地域住 民が史跡の存在を明確に認識できないことにより、保存に対する理解と協力を得るには限界が 生じている。したがって、整備により史跡の存在を明示することが必要である。

# (2) 史跡の本質的価値の把握と顕在化

現在までの発掘調査により明らかになった部分に基づき、保存活用計画において史跡の歴史 的な意義や本質的価値を明示した。しかしながら、後述するように史跡内には未調査の範囲も 多く、今後の調査により史跡の価値の把握を進めていく必要がある。

その上で、その価値を顕在化することが、存在の明示とともに保存のための課題となる。

#### (3) 発掘調査

圃場整備事業に伴う発掘調査を行っていない範囲は不明な点が多い。郡庁院・正倉院の周辺 地や寺院跡など、史跡と一連の価値を構成する部分については全容解明に向けた発掘調査が課 題となる。

また、史跡と密接に関連する窯跡などについては未調査である。これら関連施設の発見は史 跡の価値をより高めるものであり、今後調査が必要である。

#### (4) 史跡指定

遺跡面積約135,000 ㎡のうち、平成22年度に約94,000 ㎡が国史跡に指定され、平成30年度に約20,000 ㎡が追加指定された。さらに、史跡指定地と一連の未指定地についても、今後、寺院跡などが発見された場合には、積極的な追加指定を図る必要がある。

また、史跡と密接にかかわる関連施設が発見された場合には別途史跡指定を検討する。

# 4-2.活 用

#### (1) 遺跡情報の発信

平成22年の史跡指定時に記念講演会を行い、博物館で企画展示を実施した。また、発掘調査に伴う現地説明会を毎年行っているほか、地元高平地区生涯学習センターで出前講座を実施している。さらに、解説ビデオ・パンフレットを史跡指定前に作成・配布しているほか、来訪者の案内の際には適宜資料を作成して対応している。

しかしながら、現状の解説ビデオ・パンフレットは内容が古く、今後の整備活用を見据えて 更新する必要がある。また、現地を案内解説するマップ類のほか、現地において史跡の全体像 を示す解説板や模型、さらには WEB ページや SNS、三次元映像を用いて疑似体験できる仕組み やデジタル技術を利用した情報発信など、多様な手段による情報発信が課題となる。このよう に、遺跡を周知しその情報を広く伝えていくためには現状の手段では不足であり、充実した情 報発信を行う必要がある。

#### (2) 学校教育・地域学習との連携

地元高平小学校の校外学習に伴う現地見学を行っている。しかしながら不定期の活動であり、 学校教育との連携体制やカリキュラムが構築されていない。今後、学校教育との連携により史 跡を学ぶ課程を設けることや、近年盛んに取り組まれている総合学習や探求学習等の題材に活 用できる機会を設けることなど、史跡を活かした歴史学習により、将来の地域の担い手を育成 していくことが課題となる。

併せて、副読本の発行などにより教職員に泉官衙遺跡をはじめとする地域の歴史と文化財に 関する理解を深めてもらう取り組みが必要となる。

### (3) 広域的な活用連携

史跡周辺には文化財や「泉の長者伝説」にまつわる場所などの文化的資源、桜井古墳公園や東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館、南相馬ソーラーアグリパーク、高平生涯学習センターなど近接する文化施設、北泉海浜公園などのレジャー施設などがあるものの、現在は関連付けた活用がなされていない。また福島ロボットテストフィールドや東北電力訓練センターなど社会的機能を持つ施設との連携も社会的意義を持つ。今後、史跡に近くかかわりの深い文化的社会的施設の一体的な利用の促進を図り、地域の特性を活かした文化的観光の面から広域的な活用連携を目指して各施設への誘導や案内解説を行うこと、さらには観光産業と連携して多様な観光に活用する取り組みなど、史跡を核として関連する文化財を地域資源として地域社会に位置づけていくことが課題となる。

### (4) 史跡への誘導

現状では広範囲の幅広い人々を史跡に誘導するものがなく、一般にはあまり認知されていない。東北や東日本、あるいは全国に向けた遺跡情報発信の一環として、多様な手法により広く 周知を図り、人々の関心を高め、史跡へ誘導していく必要がある。

### (5) 地域住民・市民との連携

史跡の保存と活用を将来に向けて持続していくためには、現在まで史跡を守り伝えてきた地

域住民の理解と協力が必要不可欠である。現在、地元の「泉官衙遺跡愛護会」が指定地内に花を植える活動を行っていただいているのに加え、公募による市民で構成される「泉官衙遺跡を楽しむ会」でワークショップを行うことを通じて、史跡の魅力づくりにご協力いただいている。こうした活動を今後さらに発展させ、地域住民との連携・協働による活動を促進することにより、史跡の更なる魅力を引き出していく必要がある。

そのためには、今後の整備と活用に地域住民や市民が積極的かつ持続的にかかわる環境と仕組みが必要であり、市民参加の整備とすることや地域のコミュニティ活動が醸成される場を設けることが求められる。さらには見学者への案内解説への参加や活用プログラムへの参加等を通して、連携を深めていくことが課題となる。

# 4-3. 整 備

### (1) 史跡の価値の顕在化

現状では遺跡の表現に関わる整備は行っておらず、史跡の価値を体感することができない。 保存活用計画において明示された史跡の本質的価値や本質的価値に密接に関連する価値を地上 に顕在化させ、利用者が価値を持続的に享受できるようにすることが史跡整備の主たる目的の ひとつである。史跡の現地で何をどのような方法で表現するか、また現地で表現できない価値 を展示解説等の方法でどのように明示するか、さらには整備した施設をいかに活用していくか について検討し、史跡の価値を高めるような整備の実現と、史跡の性格に即した活用を行うこ とが課題となる。

#### (2) 案内解説機能

現在、簡易な解説板を設置しているものの、史跡の全容を解説するには至らない。利用者に 史跡の情報を伝え、また適切に案内することが必要となる。史跡の全体や遺構・遺物に関する 解説、見学動線に関する案内、史跡の周囲にある伝説にまつわる場所への誘導など、利用者が 史跡の価値を理解し効果的に利用するための案内解説機能施設を整備することが必要となる。 また、史跡への案内として原ノ町駅や南相馬 IC からのアクセス路への誘導機能を整備するこ とも必要となる。さらに、復元された史跡の姿などについてデジタル技術を用いて疑似体験す る仕組みなども検討する必要がある。

#### (3) 展示機能

南相馬市博物館の常設展示において史跡の展示コーナーがあるものの、限られた展示スペースであり、十分な展示解説はできない。一方、史跡は現地において保存され活用されていくものであるから、その歴史的背景や史跡の意義、また遺跡の変遷や想定される古代のあり方など、全体像を解説する充実した展示機能の現地における整備は必須である。

#### (4) 活用を支える機能

広い史跡を地域住民や市民、また学校児童・生徒が活発に利用するためには、活用の拠り所となる集会や休憩できる機能が必要となる。日常的な休憩や継続的な取り組みとなる地域住民のコミュニティ活動の基地、また多人数となるイベントや学校の利用時のガイダンスや昼食の場所として、これらの活動を支える機能の整備が課題となる。

### (5) 便益機能

現状では史跡の近くに駐車場と便所は無い。史跡の交通アクセス環境からして駐車機能は必要である。地域住民や市民、また遠方からの団体利用者や学校利用を可能とするには、乗用車及び大型バスに対応した駐車機能の整備が必要であり、また今後の活用に向けて多数の来場者の使用を想定した便所機能を整備する必要がある。

# (6) 景観保全・周辺環境との調和

現在まで、史跡地とその周辺は良好な農村景観として維持されてきた。史跡の整備においては、本質的な価値の顕在化とともに周辺の農村景観と調和した整備とすることにより、近隣住民の生活と共存するあり方の実現が課題となる。

現在、史跡地は地元住民による草刈・景観作物植栽(花植え)等の維持管理がなされているが、 公有地は広域であり、旧県史跡(正倉院・郡庁院及び周辺地)は現状の土地区画の段差が維持 管理を困難にしている。今後、管理行為を容易にし、持続的な維持管理を可能にする観点での 整備も必要となる。

# 4-4. 体 制

史跡は現在、地元泉地区の住民で構成される「泉官衙遺跡愛護会」により、公有化した土地の除草や景観作物の植栽などの維持管理・美化活動に協力を得ており、民有地は各地権者により日常管理がなされている。このように、史跡は古くから地域住民の間で守り伝えられてきたが、東日本大震災に伴う津波被災と福島第一原子力発電所事故の影響により、地域の高齢化・過疎化が加速し、地域コミュニティが弱体化したことにより、史跡の将来にわたる持続的な保存・活用が困難となっている。

このような流れに抗して持続的な保存活用を実現するため、史跡整備を行ってその環境を整えるだけでなく、これまでの体制を継承・発展させた新たな体制の構築が課題となっている。

### (1) 地域住民・市民との連携

市民参加の整備や、地域のコミュニティ活動の場として利用することなど、地域住民・市民の理解と協力が不可欠である。史跡の管理運営においては、関連団体である「泉官衙遺跡愛護会」「泉官衙遺跡を楽しむ会」を中心とする地域住民をはじめ、広く市民や関係団体との協働により、幅広い担い手を確保し、運営体制の充実を図っていく必要がある。さらに、関連団体を主体とした管理運営体制とすることなど、地域住民・市民が積極的にかかわり、協働する体制を構築する必要がある。

# (2) 都市計画部局との連携

史跡の整備にあたっては開発行為に関する協議や道路・水路の取り扱い、また建築物の計画 通知など、都市計画、土木、建築部局と連携する必要がある。また環境保全については上記に 加え農林、環境部局との連携が必要となる。このための連絡協議体制を構築することが課題と なる。

# (3) 教育関連部局・観光関連部局との連携

公開、活用にあたっては、博物館のほか、観光・学校教育・生涯学習などの部局と連携して、 学校利用や市民の歴史学習、また文化的観光への位置づけなどを実現するための体制の構築が 必要である。

# 4-5. 広域関連整備計画

泉官衙遺跡は南相馬市歴史文化基本構想の関連文化財群において、「古墳・官衙・製鉄・石仏がいざなう古代史のフィールド」に位置付けられている。この中で関連する他の文化財は、桜井古墳、真野古墳群、羽山横穴、大悲山の石仏(観音堂石仏、薬師堂石仏、阿弥陀堂石仏)、横大道製鉄遺跡の6つの国史跡が挙げられている。また、歴史文化保存区域では、「新田川河口に登場した古代王権・古代国家の遺産を感じるゾーン」に設定されており、区域の保存活用方針に掲げられた、桜井古墳や東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館、県指定重要文化財泉の十一面観音、県指定天然記念物泉の一葉マツ、泉の酒井戸等と連携した保存と活用を図る。

# 4-6. 地域住民意見による課題

ワークショップ「泉官衙遺跡を楽しむ会」を通じて把握された地域住民意見による整備に向けた課題として、泉官衙遺跡の遺構や価値を判りやすく伝えること、また伝説や自然景観、ビューポイントを活かした散策路の設定や展示解説、さらに米づくりや酒づくり、乗馬などの史跡をより楽しむための活用などがあげられる。

これらの把握された住民意見を参考に、地域住民が史跡をより身近に感じ、関わり、親しむための整備活用を実現することが課題となる。

# 5. 整備の基本方針

# 5-1. 保存活用の大綱と基本的な方向性

史跡の保存活用計画では、保存活用の大綱と整備活用の方向性を以下のように定めている。

#### • 大 細

- ・ 行方郡家の遺構が良好に保存された史跡を我が国におけるかけがえのない文化遺産として、地域住民とともに保護・活用して確実に後世に伝える。
- ・ 適正な管理運営体制の構築により、特色ある伝説や農村景観を残す周辺環境も含めた保存 活用を推進する。
- ・「行方」という特色ある地域の歴史文化を情報発信し、歴史に学び地域の未来を考える場として、周辺環境も含めた多面的な魅力を活用・整備する。
- ・地域コミュニティの活動を促進し継承する場として、安心して暮らせる地域づくりのため の資源として活用・整備する。
- ・南相馬市民のアイデンティティを醸成し、震災からの復興と地域再生のシンボルとして活 用する。

# ·整備活用の方向性

- ・史跡の保存継承を前提にした整備・活用を行う。
- ・史跡の存在と価値を情報発信する。
- ・地域を知る学びの場として整備・活用する。
- ・地域住民・市民等の憩い・交流とコミュニティ活動の場として整備・活用する。
- ・史跡周辺の歴史文化遺産との一体的な整備・活用を図る。
- ・復興まちづくりの象徴となるよう整備・活用する。

### 5-2. 活用と整備の基本方針

保存活用計画において、史跡の現状と課題を踏まえ、活用の基本方針を以下のように設定した。そのうえで、活用を可能とするための整備を以下のように定めている。

### 活用の基本方針

- 1. 泉官衙遺跡を中核とした地域の個性ある歴史文化を情報発信する、地域学習の場として周辺環境も含めて活用する。
- 2. 地域コミュニティの活動を促進・継承する場として、魅力ある地域づくりのための資源として、地域住民との協働のもとに活用する。
- 3. 文化的観光のための資源として、地域との協働や関係団体との連携のもと、地域住民・ 市民・市外からの来訪者の交流の場として活用する。
- 4. 南相馬市民のアイデンティティを醸成し、震災からの復興と地域再生のシンボルとして活用する。

# ・整備の基本方針

- 1. 史跡の本質的価値を確実に保存するとともに、地域の歴史文化を発信する機能を整備する。
- 2. 史跡と史跡周辺の環境を調和させ、ともに保全し活用していくための環境と機能を整備する。

- 3. 地域コミュニティの活動を促進・継承する場として整備する。
- 4. 文化的観光のための拠点、復興のシンボルとして、誇れる地域文化を表現できるよう に整備する。

# 5-3. 整備基本計画における基本目標

以上の保存活用計画における基本方針を踏まえ、整備によって実現しようとする基本目標を 以下のように定める。

- ①史跡の本質的価値に関わる遺構と遺物を確実に保存する。
- ②史跡の本質的価値を顕在化させ、地域固有の歴史を学び、体験できるようにする。
- ③地域の歴史文化をみずから探究し、地域の未来を考える機会と場を創出する。
- ④史跡と周辺環境を調和させ、ともに保全・活用しながら将来に継承できるようにする。
- ⑤史跡を地域の誇りとして守り伝える地域のコミュニティ活動を促進・継承する。
- ⑥文化的観光の拠点として、市内外からの来訪者の交流を促進する。
- ⑦復興のシンボルとして誇れる地域文化を発信し、復興まちづくりに寄与する。

# ① 史跡の本質的価値に関わる遺構と遺物を確実に保存する。

現在まで保存されてきた貴重な地下遺構と遺物を確実に保存し、将来に継承するための措置を講じる。

### ② 史跡の本質的価値を顕在化させ、地域固有の歴史を学び、体験できるようにする。

史跡の本質的価値である「横並びに配置された特徴的な官衙遺構」や、「水上交通の拠点としての陸奥南部の郡家の特質」、「古代における『行方地域』形成の中核」として本史跡がもつ歴史的意義を各種の手法を用いて表現するとともに、関連文化財を含めて活用する環境を整えることにより、訪れた人が地域固有の歴史を学び、体感できるようにする。

# ③ 地域の歴史文化をみずから探究し、地域の未来を考える機会と場を創出する。

史跡内に残された未解明の部分を対象に発掘調査を継続し、新たな成果を発信するとともに、調査・研究の過程を来園者と共有できる仕組みをつくり、新たな歴史を掘り起こす機会と場を用意することにより、来園者みずからが過去を探究し、地域の未来を考える知の営みを持続的に支援する。

# ④ 史跡と周辺環境を調和させ、ともに保全・活用しながら将来に継承できるようにする。

史跡内外には、田畑や屋敷林、丘陵の山林からなる豊かな農村景観がひろがり、「泉の酒井戸」や「泉の一葉マツ」「泉観音堂」など伝説に関わり土地の歴史を伝える諸要素が、周辺住民の生活圏のなかで息づいている。伝統的な農村景観のなかで、伝説に変容しながら今日まで地域住民の間で守り伝えられてきた史跡を、今後も地域住民に親しまれ、将来に伝えられていくように、周辺環境と調和させて一体的に保全活用する環境を整えていく。

# ⑤ 史跡を地域の誇りとして守り伝える地域のコミュニティ活動を促進・継承する。

東日本大震災による津波被災と原発事故に伴う住民の離散によって、地域コミュニティが弱体化する中、史跡の維持管理の担い手として、地域住民による「泉官衙遺跡愛護会」が発足した。 史跡の持続的な維持と活用において、このような地域住民との協働は不可欠であり、地域の個性ある歴史文化が住民の誇りとなり、新たなコミュニティを取り結ぶ核となるように、地域のコミュニティの形成を促進し、持続的に活動できるような環境を整える。

# ⑥ 文化的観光の拠点として、市内外からの来訪者の交流を促進する。

史跡を文化的観光の拠点として、市内外からの交流の資源とするため、史跡の公開活用の計画を考えるワークショップとして始まった「泉官衙遺跡を楽しむ会」をはじめとする史跡の公開活用の支援者と協働し、多くの人々の史跡を大切に思う心を集めて、地域の個性ある歴史文化を持続的に公開活用できる仕組みと場を整える。

# ⑦ 復興のシンボルとして誇れる地域文化を発信し、復興まちづくりに寄与する。

本史跡は、津波被災地域に所在する遺跡であるとともに、現在の「みなみそうま」につながる地域のまとまりが歴史上はじめて形成された「行方地域」の核としての役割を果たした。過去の災害を経て今日に続く地域の歴史、さらには原発事故の影響によって分断された地域において共有される歴史を伝える本史跡を、「みなみそうま」が再び一体となって震災を乗り越え、未来へ進むための精神的な拠り所となるように、地域の再生・復興のシンボルとして位置づけ、市内外へメッセージを発信する。

# 5-4. 活用すべき史跡の価値

前節に掲げた基本目標を達成し、史跡の本質的価値の保存と活用を実現していくために、どのような環境を整えていくかが、本計画の策定において重要となる。ここでは、活かすべき史跡の価値を項目ごとに示し、その価値を表現するために必要となる現地の整備や展示解説、情報発信方法等について整理する。

# (1) 史跡の本質的価値の整理と活用・整備

① 東西に連なる丘陵に沿って横並びに配置された特徴的な官衙遺跡

# 【立地・配置】

- ・明らかになった陸奥国行方郡家を構成する施設の全容。
- ・東西に連なる丘陵沿いに展開する横並びの施設配置。
- ・古代を通して同じ場所で、当地域の政治的・経済的な中心として機能した各施設の変遷過程。

### 【郡庁院】

- ・全体が発掘調査で把握され、保存された郡庁院。福島県で唯一、全国でも希少。
- ・空閑地の玉石敷 (Ⅱ期)。初の発見例、全国で2例。

#### 【正倉院】

- ・伝説となって良好に保存され、解明の途上にある掘立柱式や礎石式の穀倉跡。
- ・区画溝から発見された、租税として米を収めたことを示す木簡。
- ・未調査部分における重要遺構・遺物の埋蔵やその解明への期待。
- ・出土する炭化米と、正史『続日本紀』に記される正倉火災との対比による古代史の解明。

#### 【館 院】

・成立と廃絶に郡家の交通機能の変化を示す存続期間が限定された館の遺構。

### 【寺 院】

- ・多種多量の瓦の出土から読み取られる大規模な伽藍の存在と変遷。
- ・推定される本地域における中核的な寺院。

# ② 太平洋岸に設置された水上交通の拠点として陸奥南郡の郡家の特質を表す遺跡

#### 【水運関連施設】

- ・新田川の河口に近い立地。
- ・運河状大溝を伴う水運関連施設を備えた水上交通の機能が重視された郡家の構造。

# ③ 古代における「行方地域」形成の中核となった官衙遺跡

# 【行方郡の領域】

- ・前代に河川流域ごとに存在した複数の有力首長を統合し、律令国家の東北政策における鉄 生産の一翼を担い、新たに新田川流域に設置された特殊な歴史的背景を反映した選地。
- ・まとまりを持った行方地域の歴史の出発点。その中核としての歴史的意義。

# (2) 本質的価値と密接に関連する価値の整理と活用・整備

### ① 関連文化財

・行方郡家と同時代の関連遺跡 金沢地区製鉄遺跡群(律令国家の官営工場) 横大道製鉄遺跡(8世紀後半の製鉄の展開に重要な役割を果たした) 広畑遺跡(農耕に関する祭礼の場の可能性) 町遺跡 町池窯跡 等

# ② 伝 説

・泉の長者伝説と、それにまつわる文化財等 泉の一葉マツ(県指定天然記念物) 泉の十一面観音(県指定重要文化財) 泉の酒井戸 等

#### ③ 自然地形·景観

- ・古代から大きく改変されることなく維持された自然地形。
- ・史跡の背後に連なる丘陵、史跡が展開する自然堤防、その前面に広がる沖積低地からなる 農村景観。

### (3) 新たな価値評価の視点の整理と活用・整備

・貞観地震(貞観11年・西暦869年)を乗り越えて存続した行方郡の災害史と地域の復興を語り伝える郡家。

# (4) 本質的価値の表現方法

### ① 遺構表現

史跡の本質的価値である「横並びに配置された官衙」を体感できるように、歴史的な空間や 官衙施設を再現する。また、埋蔵されている未発見遺構の調査とその解明の過程を表現する。

### ② 展示解説

史跡の本質的価値などの基本情報のうち、遺構表現では伝えることのできない事項に加え、 本質的価値と密接に関わる価値や、新たな視点からの価値について、展示解説を行う。

# ③ 環境整備

遺跡の本質的価値と関わる立地環境や主要な施設への眺望を確保するとともに、伝説を残し史跡を伝えてきた地域の多面的な魅力を活かした環境を整備する。

# ④ 情報発信

遺構表現の対象とならない官衙施設の解説や関連文化財との連携のほか、さまざまな対象を 想定した各種のソフト事業を通じて、史跡の歴史的意義を情報発信する。